

プラトン『国家（下）』第八巻 レジюме

平成21年8月29日（土）

- 流れとしては→第五巻から第七巻まで悪しき国家について話した後、本筋に戻る
→国家の形態、四種類とそれに対応した人間像の話が中心となる

- 四つの国家（第一章 第二章）
 - ・ 名誉支配制→寡頭制→民主制→僭主独裁制

- ※ プラトンは四つの順に墮落していきっていると考えている

- <優秀者支配制>から<名誉支配制>（第三 四 五章）
 - ・ 金儲けや土地の所有に走る種族 対 昔からの制度や徳を重視する種族の対立
鉄・銅の種族 金・銀の種族
 - ・ 妥協した金・銀の種族→鉄・銅の種族を隷属化し、支配する

 - ・ 欲望的な部分と気概の部分の養い、自らの支配権を中間的な勝利を愛する部分、気概の部分へと引き渡し、かくて傲慢で名誉を愛する人間→この国制と一致する

- <寡頭制>（第六 七 八 九章）
 - ・ 寡頭制→「財産の評価にもとづく国制」（550 B）

 - ・ 富と金持ちが尊重され、徳が軽んじられていく→財産が支配の役職の基準になる

 - ・ 562A「国の構成員として何の役割も果たすことなしに、国家のうちに住みつづけることが許される」→例え、財産があっても浪費者

 - ・ けちで金儲けに熱心で、二重人格の人間が対応

- <民主制>（第一〇 一一 一二 一三章）
 - ・ 寡頭制国家での支配層に対して、貧しい人々が外からの要因なり内からの要因なりで闘争に勝つと民主制国家の成立となる
 - ・ 民主制国家の一番の「善」は「自由」→最も多種多様な人間がいる
 - ・ 一種の平等が与えられる
 - ・ 「必要な欲望」に支配されているのが「寡頭制的人間」

- ・ 「不必要な欲望」に支配されているのが「民主制的人間」
- ・ 「秩序もなく、必然性もない」

○ <僭主独裁制> (第一四から一九章)

- ・ 民主制下の必要以上の自由により、少しばかりの支配にも敏感になった国民
→すべての人間が同様化していく
- ・ 「雄蜂族・金持ち階級・民衆」→民衆が生み出した一人の指導者=僭主
- ・ 僭主は自らを必要な存在とすべく、戦争や敵を作り出す→重税などで人気の低下を恐れる→陰謀や謀反を恐れるため、有能な人間を排除していく
- ・ 第十九章の父親と息子の例え??
- ・ 「度外れの自由」から「奴隷たちへの隷属」